

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和4年12月5日（令和4年（独情）諮問第88号）

答申日：令和5年7月18日（令和5年度（独情）答申第41号）

事件名：特定教員の出張目的の変更に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和4年5月13日付け第2022-5号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

後日補充致します。以上

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定附置研究所特定教員の出張目的が変更されたことの説明があり、資料を回覧のうえ承認された」に関する文書である。東京大学は、2021-103号の開示請求に対し、文書保有部局の職員による探索を行ったが、開示請求に該当する文書が見当たらないため、不存在の不開示決定を令和4年5月13日に行った。

これに対して審査請求人は、令和4年8月19日受付けの審査請求書により、開示決定の取消しを求めている。

#### 2 審査請求人の主張とそれに対する諮問庁の見解

審査請求人は、上記令和4年8月19日受付けの審査請求書において、「本件開示決定を取り消すべきである」旨を主張する。同審査請求書には「審査請求の理由については後日補充致します」との記載があるため、諮問庁としては補充文書の到着を待っていたところ、その補充文書が届かないまま3ヶ月が経過したため、このままでは期日のみが過ぎてしまうもの

と判断し、諮問を行うものとした。

処分庁としては、審査請求人から2021-103号の開示請求があった際、「特定教員が特定年に特定国に留学したことがわかる文書」について文書保有部局の担当職員が倉庫等を探索した結果、当時の特定会議議事録が保存されていることが確認できたため、その資料を法人文書に特定して開示決定を行った。当該議事録には、「特定教員の出張目的が変更されたことの説明があり、資料を回覧のうえ承認された」との記載があるところ、回覧した資料については、特定会議ファイルには保存されていなかったため、2021-103号では特定会議議事録のみを開示決定しているところであり、開示決定した文書以外は保有しておらず、議事録に記載されている回覧資料は不存在である。

なお、担当者異動等もあり、廃棄した年月日等は不明である。

よって、本件対象文書を保有していないとして不存在とした処分庁の不開示決定は妥当である。

### 3 結論

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年6月22日 審議
- ④ 同年7月12日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 別途開示決定（第2021-103号・令和4年2月1日）において開示した文書は、特定年数前の特定年月日Aの特定附置研究所の特定会議資料及び特定年月日Bの特定会議議事録である。

イ 当該特定会議資料の「出張の目的」欄には「特定大学Aでの研修」と記載されている。また、当該特定会議議事録を確認したところ、「4. 併任照会・出張関係・研究員・奨学寄付金等受入関係」に、

「特定役職から、特定教員の外国出張について、（略）特定教員の出張目的が変更されたことの説明があり、資料を回覧のうえ承認された。」と記載されたため、特定教員に確認したところ、出張目的地を特定大学Aから特定大学Bに変更したとのことであった。

また、議事録に記載のある回覧された資料は、当該特定会議ファイルに保存されておらず、廃棄した可能性はあるものの、特定年数前のことであって確認することができなかつたため、不存在とした。

ウ 当該特定会議の資料の「出張の目的」欄の記載事項の「特定大学Aでの研修」に関する文書の開示を求めているが、別途開示決定した当該特定会議資料の外に確認できる文書はなかつた。

エ 「出張目的が変更された」ことは、当該議事録に「資料を回覧のうえ承認された」と記載されていることから、当該回覧された資料を基に、口頭で説明し、当該特定会議で承認されたものであり、当該承認に関する文書は当該議事録以外にはない。

オ 審査請求を受け、再度東京大学において、改めて関係部局の執務室、書庫及び共有フォルダ等を探索したが、いずれにおいても、本件対象文書に相当すると判断し得る文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、判断を行う。

東京大学において本件対象文書の保有は認められなかつたとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、東京大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

(本件対象文書)

「出張の目的：特定大学Aでの研修」「特定教員の出張目的が変更されたことの説明があり、資料を回覧のうえ承認された」に関する文書